

小金井市環境報告書

平成19年度版



(市の鳥カワセミ)

小金井市環境部

目 次

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 環境報告書の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 環境報告書の構成と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み・・・・・・・・ 6

第2章 重点的取り組み

1. 重点的取り組みとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 重点的取り組みの各テーマの進捗状況
 テーマ1 環境学習を全市に広げる・・・・・・・・・・・・・・ 9
 テーマ2 推進のネットワークをつくる・・・・・・・・・・・・ 12
 テーマ3 緑の保全とネットワークづくり・・・・・・・・・・・・ 15
 テーマ4 農をまちづくりに～市民と農家の交流を支援する・・・・・・・・ 17
 テーマ5 水のめぐりを回復する・・・・・・・・・・・・・・ 19
 テーマ6 ごみを減量する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3章 取り組みの進捗状況

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる・・・・・・・・ 26
2. 緑を守り育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する・・・・・・・・・・・・ 38
4. 自然環境を一体的に保全する・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
5. 公害を未然に防止する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
6. 小金井らしい景観をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる・・・・・・・・・・・・ 67
8. 地域から地球環境を保全する・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

第4章 市役所としての取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

第5章 環境基本計画の推進に関すること・・・・・・・・・・・・ 84

資 料 野川の水質、大気測定、チェックシート・・・・・・・・ 85

表紙写真 撮影環境市民会議会員 四元克志さん

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい

この環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、平成19年度の年次報告書として作成するものです。

環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。

また、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割を担っています。計画に示された取組の方向に沿って、どれだけの取組みが進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取組みの改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

これらの目的から、本報告書では、環境基本計画の枠組みに沿って、次のような情報を掲載します。

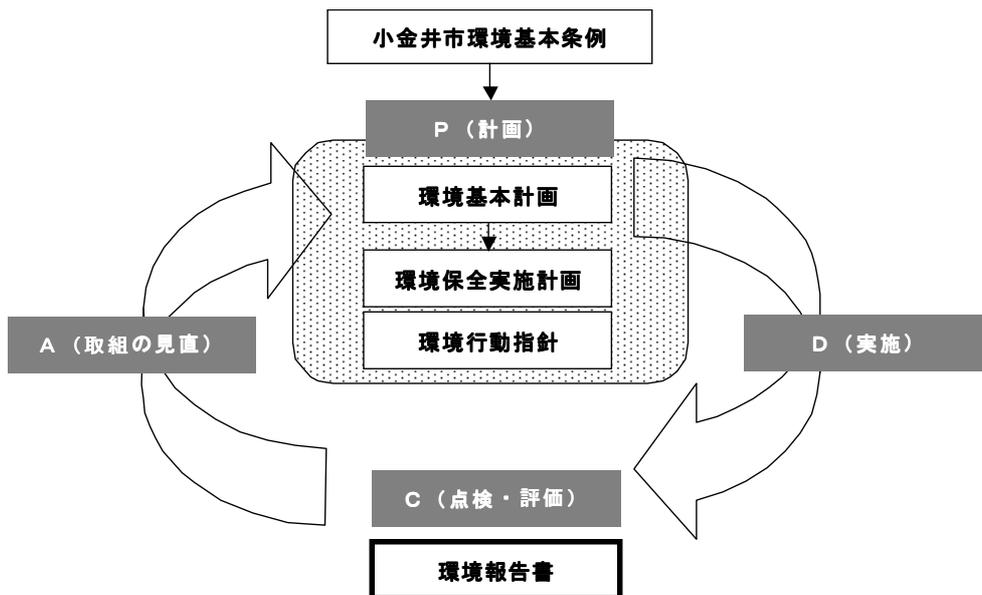
- 環境の状況や課題
- 環境保全等の取組みの状況
- 重点的取組みの実施状況
- 環境市民会議の活動状況や、その他の市民等の活動状況

できあがった環境報告書がコミュニケーションの手段であることはもちろん、環境報告書の作成プロセス自体も、コミュニケーションの重要な一過程です。情報を収集したり、取組みの成果や課題を確認するためにさまざまな主体が集まったりすることが、貴重なコミュニケーションの場と機会づくりになります。

2. 環境報告書の位置づけ

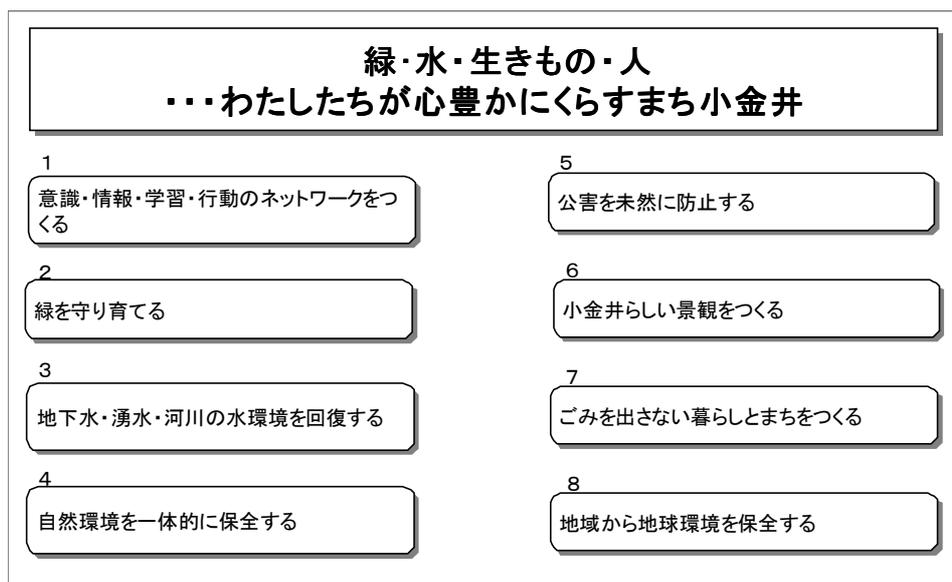
小金井市環境基本条例では、「環境基本計画」を策定すること、環境保全等の取り組みの実施状況を点検評価すること、「環境報告書」を毎年度作成・公表することなどを定めています。この環境報告書の位置づけは次のとおりです。

図 小金井市の環境保全等における環境報告書の位置づけ



また、環境基本計画に示された環境像（将来像）及び基本目標（分野別目標）は次のとおりで、この目標体系に沿って、取り組みの体系と方向が示されています。

図 環境基本計画の目標体系



小金井市環境基本条例より

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

3. 環境報告書の構成と内容

1、2に示した考え方にに基づき、環境報告書は、次のような構成・内容としています。

第1章 はじめに

この環境報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取り組みの中で、本報告書がどのような役割を担っているのかを説明しています。また環境報告書をどのように作成するかについても説明しています。

第2章 重点的取り組み

「重点的取り組み」は、環境基本計画の中で、優先的に取り組むものと位置づけられており、また協働で取り組むことを重視しています。このため、重点的取り組みの各テーマごとに、取り組みの実施状況や課題、今後の活動予定などを示します。

重点的取り組みについて情報収集・報告するために、今後毎年、重点的取り組みに関わるさまざまな主体が集まり話し合う場を設けていく予定です。

第3章 取り組みの進捗状況

環境基本計画第3章には、小金井市の環境の保全・回復・創造のために進めるべき取組の方向が体系的・網羅的に示されています。この体系に沿って、環境の状況や取り組みの状況を報告します。

環境基本計画では、点検指標と定量目標を設けており、指標に基づくデータにより、環境の状況や取り組みについて現状や経年変化を示します。また、行政の施策事業の実施状況や、その他の主体の取り組み状況を報告します。

環境指標に基づくデータとグラフに付けられているコメント、及び各部局の施策事業の実施状況等は、担当部局が調査・検討・報告するものです。行政以外の主体の取り組みは、事務局である環境政策課がヒアリング等によって情報収集し原稿にとりまとめています。取り組みの総括的なコメント（「◆取り組みの進み具合」）は、事務局である環境政策課が執筆しています。

第4章 市役所としての取り組み

市役所は、自ら事業者として事務事業活動（オフィス活動や公共事業など）を行っています。市役所は率先して環境保全活動を進め、地域における事業者や市民の行動を促す責任があることから、市役所の活動に伴って発生する環境負荷の状況や、市役所が行っている環境負荷の軽減努力について、報告します。

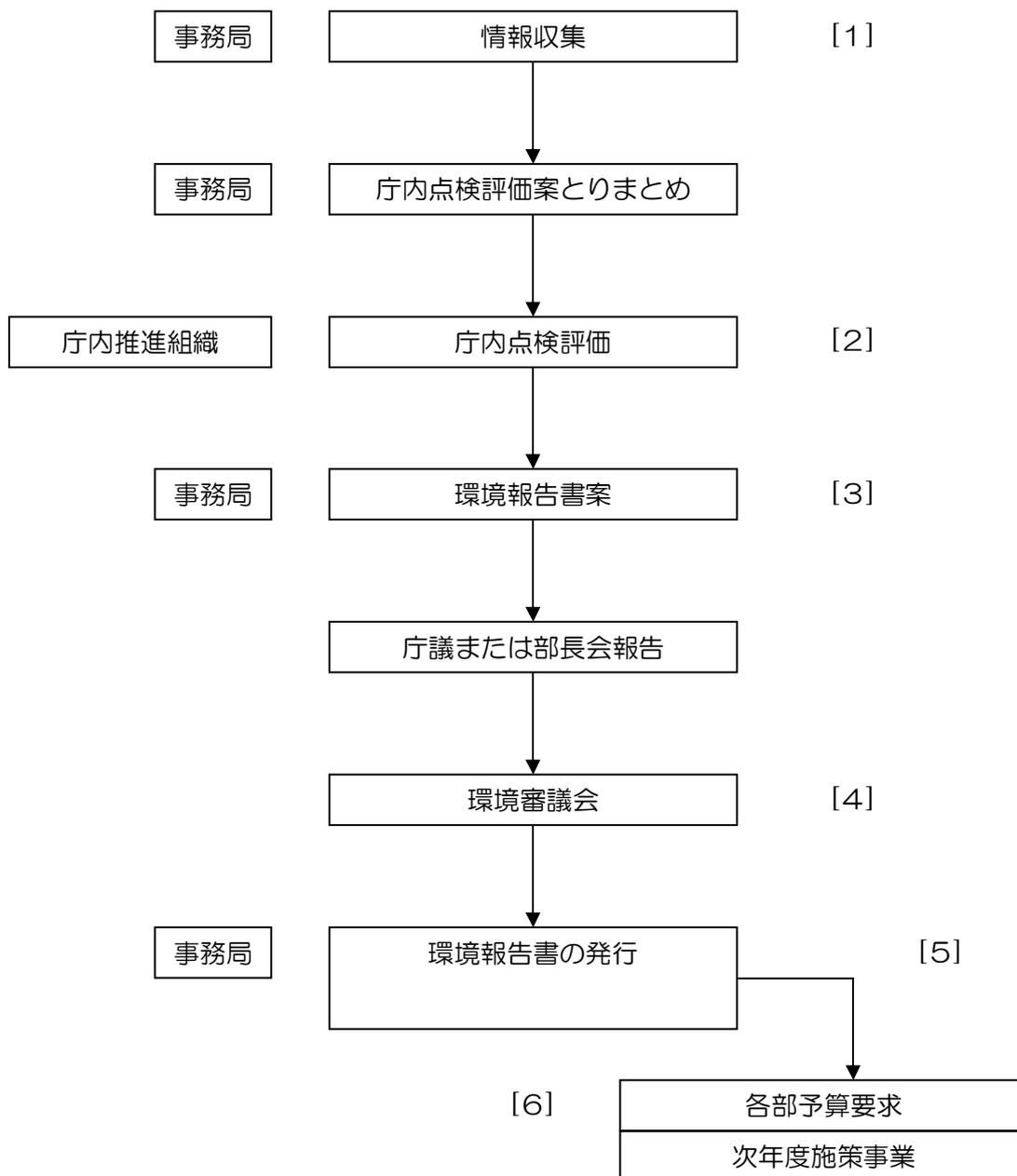
第5章 環境基本計画の推進に関すること

環境基本計画では、計画を確実に実施していくために、第5章「計画の推進」で、さまざまな方法や手段を示しています。環境保全・回復・創造の直接的な施策事業ではありませんが、これらの方法や手段が確実に実施され、効果的に運用されていくことは、環境保全等の全体を進めていくうえで大変重要です。そのため、環境基本計画に示されている、計画の推進体制、財源、基金、指標、行動指針、環境マネジメントシステムなどについて、状況をチェックし報告します。

4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み

環境報告書の作成手順と、報告書を活用した環境基本計画の点検評価の仕組みは次のとおりです。

図 環境報告書作成の流れ



- 〔1〕 市（事務局：環境政策課）で、必要な情報を収集し、とりまとめます。
- 指標に基づく環境現況及び取り組みに関するデータ
 - 市の各部局の施策事業の実施状況
 - 重点的取り組みの進捗状況
 - 市以外の市民団体、教育機関、事業者等の活動状況
- 〔2〕 上記〔1〕の報告を受けて、市（庁内推進組織）で、環境基本計画に基づく取り組みの進捗を点検評価します。
- 〔3〕 収集した情報と市の点検評価結果から、環境報告書案をまとめます。
- 〔4〕 環境報告書案や、案に対する市民意見などを環境審議会に提示し、環境審議会は、環境の状況や取り組みの実施状況を評価します。
- 〔5〕 環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します。
- 〔6〕 環境審議会の評価結果を、市の各部局に伝え、各部局では次年度の予算要求・施策事業に反映させます。

第2章 重点的取り組み

1. 重点的取り組みとは

環境基本計画では、特に優先的に取り組み、重点的に実施していく課題と取り組みの具体的な展開を「重点的取り組み」として示しています。

テーマの選び方

- ① 早急に取り組む必要があるもの
- ② 市民の関心が高く、多くの市民の参加が得られると思われるもの
- ③ すぐに着手でき、約3年で成果が得られると思われるもの
- ④ 協働で取り組む必要がある、協働で取り組めば大きな効果が得られるもの

重点的取り組みで示していること

- ① 取り組みの重要性
- ② 10年後の姿：多くの主体が共通の目標をもって協働で取り組みを進められるよう、計画期間の終わる10年後の将来像を示しています。
- ③ 各プロジェクトの位置付け
- ④ 各主体の役割
- ⑤ 取り組みの展開：計画が確実に実行されるよう、各主体の役割や最初の3年間の展開をできるだけ具体的に示しています。

この報告書では、重点的取り組みで示している①取り組みの重要性、③各プロジェクトの位置づけ、⑤取り組みの展開：を示していきます。

2. 重点的取り組みの各テーマの進捗状況

<p>テーマ1</p> <p>環境学習を全市に 広げる</p>	<p>環境保全活動を進めていくためには、多くの市民が、環境学習によって、環境の仕組みを理解し、保全の技能を身につけることが必要です。</p> <p>市内の大学、学校、市民団体などが協力し、学習プログラムづくりや環境情報の収集・整備・提供などに取り組み、環境学習を体系的に進めます。</p>
--	--

テーマ1-1 環境基本計画で掲げたテーマ

プロジェクトの位置づけ

①環境学習プログラムづくり②人材のネットワーキングと紹介

- 環境学習に携わる市民団体・市民、教育関係者などの交流の場を設け、さらに検討組織を立ち上げます。
- 小金井の環境を題材とし、体験学習を基本としたプログラムを複数づくり、小・中学校や公民館で主に実施します。
- 人材を登録し、環境学習の講師等として様々な学習の場に紹介します。

③環境学習センター機能の確保

上記の環境学習のネットワークで検討し、次の2種類の環境学習センター機能を確保します

- 大学や都施設などの協力を得て、専門的あるいは広域的な環境学習・情報に対応する「協働環境学習センター」
- 公民館などの地域に密着した施設に開設する「地区環境学習センター」

④学校ビオトープ、学校農園などの活用

- 教育関係者や市民団体等の協力を得て、小・中学校でのビオトープや農園の活動を増やし、学習の質も高めます。
- 開設後の維持管理は、保護者や地域が学校と協力して行います。

テーマ1-2 このテーマに関連する、これまでの取り組み

※各関連する取り組みが行われているので、報告します。

①環境学習プログラムづくり

■環境学習

河川愛護月間として市民や子どもたちが川と触れ合える行事を行っています。

東京都北多摩南部建設事務所が、市立南小学校と共同で、植物、川の生き物の観察や水質の観測などの環境学習を行っています。(野川のつうしんぼ)

この取り組みに、環境に関わる多数の市民等が、先生として参加しています。

■野川の自然再生事業

平成15年1月、自然再生を推進するために「自然再生推進法」が施行されました。

自然再生事業は、過去に失われた、緑や生きものといった自然環境を地域と共に復元する事業です。野川調節池では、「水のある農の風景」をイメージしきれいな水に生育するホトケドジョウなどの水生生物およびミクリや市内で唯一自生しているカントウヨメナをはじめとする多様な湿性植物が繁茂する場、それらの生きものを通じた人々のふれあいの場を再生・整備しています。

■その他

公民館の取り組みで、親子で農園体験(共働夢農園)奥多摩で植物観察等を行っています。

②人材のネットワーキングと紹介

■ネットワーキング

小金井市環境市民会議と協働で19年度第3回環境博覧会(会場:法政大学)を開催しました。環境保全や環境学習に取り組む市民団体、学校、企業などが参加し活動報告を行い、団体の紹介の場として交流を行いました。

「手をつなごう小金井のかんきょう」を合言葉に、市民、団体の活動をお互いに知り、大きなネットワークとしていきます。(テーマ2-2①活動のネットワーキングに掲載)

④学校ビオトープ、学校農園などの活用

■学校ビオトープ

市内市立小学校9校のうち、4校にビオトープが設けられています。ビオトープを活用した生き物の観察などが行われ、教育課程では1・2年生では生活科、3年生以上では理科や総合的な学習の時間に位置づけられています。

ビオトープの設置や活動内容は、各学校が独自に企画・実施しており、学校により誰が維持管理を行うかも異なっています。今のところ、地域や農業者などの参加や指導は行われていないようです。

■学校農園

市内市立小学校9校のうち、3校が敷地内に学校農園を設けています。1・2年生では生活科、3年生以上では理科や総合的な学習の時間に栽培活動のカリキュラムが設けられているため、学校農園で野菜、水稻、花卉などを育てており、食育と関連づけた学習を行っている学校もあります。いずれの学校も、理科の先生が指導や農園管理を行っています。

学校内に農園が設けられない学校でも、植木鉢やバケツを利用して栽培活動を行っています。

■農業体験

(1) 各小学校では農業団体が主催する事業として、学校に隣接する農場の協力を得て、バレイショ、サツマイモ掘りなどの農業体験収穫を行っています。

(2) 各中学校においては、職場体験として、各農家の実情に合わせ農業体験を行っています。

(3) 多くの小学校で、6年生の林間学校時に酪農体験を取り入れています。中学校では、修学旅行や移動教室で農家や農業大学校での農業体験を行う学校が多くみられます。

(4) 都立武蔵野公園に南小学校の3年生の児童がペットボトルに水を入れて集まり、用意されたケナフの苗を植えました。これは3年生の農場体験学習の一環として取り組んでいるものです。

テーマ2

推進のネットワーク をつくる

小金井では多くの個人や団体が活動に取り組んでいますが、それらが互いにつながりをもっていく必要があります。

また市民や事業者が、労力・資材・資金などを出し合って、大切だと思ふ活動を進めること、そのような努力が報われる仕組みをつくることも大切です。

テーマ2-1 環境基本計画で掲げたテーマ

プロジェクトの位置づけ

①活動のネットワーキング

- 小金井で活動する団体や個人等のネットワーキングを進め、環境市民会議等がコーディネーターとなって、さまざまな行動のコラボレーションを実現します。
- 3年後を目処に、拠点を設け、専従の事務局担当もおきます。
- 水道水源にあたる上流地域や、近隣自治体などの他地域との交流に取り組みます。

②情報収集・整備・提供

- 環境市民会議等が中心となり、市の支援を得ながら、小金井の環境に関する「情報収集・整備・提供」を行います。
- 駅や公民館に環境掲示板を設けたり、環境学習センターの活用など、有効な情報発信方法を工夫します。
- 他地域との交流や情報交換を行います。

③知識や技術の習得・共有

- 活動リーダー、教員、行政職員など、環境学習や環境保全活動を指導する立場の人を対象に、知識や技術の習得機会を設けます。
- 市や市民団体等のネットワーク組織がコーディネートし、大学が指導に協力します。

④（仮称）市民環境基金

- 市民のお金を集めて、環境保全に役立てる「（仮称）市民環境基金」を、十分検討したうえで、立ち上げます。

⑤積極的な環境活動の評価

- 労力や資材の提供など積極的な環境活動を行った市民・事業者が評価され、報われるような仕組み(エコシールの活用など)を検討します。

テーマ2-2 取り組みの実施状況

①活動のネットワーキング

■環境市民会議の活動

環境市民会議は、小金井市環境基本条例第27条に基づき、市民、事業者、教育機関、市などが協力して、さまざまな環境問題を解決することを目的として、平成16年9月5日に設立されました。主な取り組みの柱を、「さまざまな環境活動を企画立案し、実施すること」「環境保全に関わるいろいろな人や組織、活動をコーディネートし、より大きく効果のある取り組みにしていくこと」「環境情報センター機能」「市長に対し、より良い環境づくりのために必要な提案・提言を行なうこと」として、活動を進めています。

調査部会、環境学習部会、イベント部会(旧企画部会)の3部会が設立時に設置され、新たに18年度から、地下水部会、まちづくり部会、ごみ部会が立ち上がり、活動を行っています。

また、環境市民会議ではホームページ(<http://www.koganei-kankyo.org>)を開設して、活動のネットワーキングや情報収集・提供を行っています。環境市民会議に関する情報のみならず、市内で行われる様々な環境保全活動や、環境に関する広域的な情報、国や研究機関の情報なども紹介しています。

②情報収集・整備・提供

平成19年度に環境フォーラム「環境博覧会 IN 小金井、手をつなごう小金井のかんきょう」に参加された団体名を紹介します。

小金井市放射能測定器運営連絡協議会、小金井市ごみゼロ化推進会議啓発部会・事業所部会、岩城研次郎さん、NPO 法人ひ・ろ・こらぼ、野川自然の会、野川流域連絡会、東京都土木技術センター、東京都建設局河川部、自然の会こがねい、みんなでつくる野川ピオトープの会、東京学芸大学環境教育実践施設、東京農工大学工学部細見・中島田研究室、法政大学大学院エコ地域デザイン研究所、小金井まちづくりフォーラム、特定非営利活動法人グリーンネックレス、NPO 法人シニア SOHO 小金井、小金井市消費者団体連絡協議会、NPO 法人ミュゼダグリ、小金井巨樹の会、小金井公園桜守の会、名勝小金井桜の会、小金井市にプレイパークを作る会、北欧楽会、特定非営利活動法人回帰船保育所、土よりのたまり場、わんぱく夏まつりの会、東京学芸大学サークルちえのわ、KOKO ぶらねっと、花咲く果樹園 IN 小金井、生活クラブ運動グループ小金井地域協議会、小金井のごみを考える会・トンボの会、小金井市ごみ対策課・下水道課・環境政策課。(順不同)

⑤積極的な環境活動の評価

市では、平成 15 年度を環境元年と位置づけ、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または市内の事業者の表彰を行っています。

小金井市環境賞・受賞団体（者）一覧

	年 度	表彰（団体・個人）
第1回	平成 15 年度	野川ほたる村
第2回	平成 16 年度	都立小金井工業高等学校整美委員会・少林寺拳法部
第3回	平成 17 年度	阿部正敏さん
第4回	平成 18 年度	株式会社 武蔵野
第5回	平成 19 年度	グリーンサム小金井

テーマ3

緑の保全と
ネットワークづくり

緑は小金井の財産ですが、私有地の緑や農地が年々減少しています。国分寺崖線(はげ)も急速に姿を変えようとしています。

市は、緑保全の方針や重点的に緑を守ったり増やしたりする地域を明らかにします。市民や事業者も力を出し合って協力します。

テーマ3-1 環境基本計画で掲げたテーマ

プロジェクトの位置づけ

①緑の現況把握と保全等の方針の決定

- 市と市民による調査結果を更新・活用しながら、緑の質と量の現況を把握します。
- 民有地の緑保全の方策と、小金井で優先的に守るべき緑、重点的に緑化すべき地域を明らかにし、小金井で緑の保全・創造を進める具体的な方法や手順を決定します。
- 多くの市民に、緑の保全・創造の意識をもってもらうため、巨木や桜、生垣などの緑のシンボルの市民コンテストなど、普及・啓発を効果的に進めます。

②緑を増やし、ネットワークする

- 新小金井街道・小金井分水の南北の軸の緑化を事業化します。

③市の緑保全のための基金や「(仮称)市民環境基金」の活用

次のような方法により緑保全のための資金確保を図ります。

- 現行の市の公園整備基金や緑化基金の運用見直し
- 家庭ごみの処理手数料を財源とする環境基金の一部の活用
- 「(仮称)市民環境基金」の市の基金との連携、有効活用の検討

④「市民が進める緑の管理と資源利用」

- 市民が緑の管理に参加する体制をつくります。

テーマ3-2 取り組みの実施状況

①緑の現状把握と保全等の方針の決定

■環境市民会議等による調査

環境市民会議の調査部会では、平成17、18年度に市内全域緑調査を行っています。緑地、公園、農地、森林等市内を細かく調査し、緑地図（緑マップ）を作成しています。また、市内の環境団体が、小金井の巨樹、名木五十選を調査発表しています。

②緑を増やし、ネットワークする

■梶野公園（仮称）

東京都から、梶野町にある梶野広場を18年度に取得し市民に親しまれる公園として計画を行っていきます。19年度は、アンケート調査を実施しました。20年度はワークショップを予定し、平成22年度の開園を予定しています。

④市民が進める緑の管理と循環利用

■小長久保公園等での公園ボランティアと花壇ボランティア

小長久保公園では、公園の一部を西洋庭園風に整備していますが、その箇所の清掃、除草及び花壇の植え込み等の維持管理は、市民ボランティアが行っています。草花、種は市の環境政策課緑と公園係が提供し、市民の活動はすべてボランティアですが、造園業者さんが、ボランティアの一人として、指導や機械の貸し出しに協力していただいています。

18年度に桜町にある桜町公園、19年度は貴井南町にあるかしのき公園の一部を花壇として市民とともに土を造り、草花を植え、花を育てています。美しい花を育て地域の憩いの場としています。

また、花ダイコン緑地も市民の皆さんのボランティアで、花ダイコンを再生させています。

（19年度、花壇ボランティアに市民の方が約70名参加されています）

市では、花壇ボランティアを募集しています。詳しくは環境政策課緑と公園係まで。

テーマ4

農をまちづくりに
～市民と農家の
交流を支援する～

農地は小金井市の緑の約3分の1を占めていますが、相続税の問題などから、年々減少しています。

農地は、市民にとっても土にふれたり、おいしく安全な作物を食べたりするために、大切な財産です。農家と市民が交流する仕組みをつくり、農業が続いていくようにします。

テーマ4-1 環境基本計画で掲げたテーマ

プロジェクトの位置づけ

①農家と市民の交流プロジェクトチームづくり

- 農家、農業団体、農業関係者、環境市民会議や教育関係者などの意見交換の場を設け、お互いのニーズや課題を理解します。

②マッチングの仕組みづくり

- 援農や体験農業、環境学習の指導などを希望する市民と、市民の受け入れ・農業の知識や技術の提供が可能な農家のマッチングの仕組みをつくります。
- JA や環境市民会議などがマッチング機能を担います。

③新規取り組み立ち上げ支援

- ①でつくられた交流プロジェクトチームが、農に関係する新しい取り組みを立ち上げたい農家、市民、市民団体等の持ち込む相談を支援します。

テーマ4-2 取り組みの実施状況

※このテーマは、今後具体的な取り組みを検討していきますが、関連する取り組みが行われているので、報告します。

②マッチングの仕組みづくり

■農業体験

市内の農地は、農地を守り続けている農家を見学し収穫の喜びを味わい、自然の大切さを実感してもらう取り組みを行なっています。（農家見学、親子でジャガイモ育てる等）

■農家見学

農業団体が事業として推進し、市民を対象とした農家見学会が催されています。

■市民農園・体験農園（相談員・援農員）

4か所の市民農園には、相談員がいます。市民が土に触れ、作物を作り収穫の喜びを得るため作付け方法などの相談に応じています。

また、本格的な農作業を体験し、都市農業の役割を理解していただくため、体験型市民農園の開催をしています。

体験型農園は、農家が野菜の栽培計画を行い、農家さんの指導で種まきから収穫までの農作業を行う農園です。

テーマ5
水のめぐりを
回復する

野川は市民にとってシンボリックな存在ですが、水が涸れてしまう事態が頻発しています。市民も参加し、水の調査、雨水の地下浸透や貯留、用水路の復活などを進めます。

テーマ5-1 環境基本計画で掲げたテーマ

プロジェクトの位置づけ

①調査による現状把握

- 市や環境市民会議等の協力による調査で得られた、河川や地下水・湧水に関する情報を整理し、市民に広く提供します。

②キャンペーンによる啓発、合意形成

多くの市民に水循環の大切さを理解してもらうため、

- 水の大切さや水循環についての理解を促すキャンペーンを行います。
- 情報収集の進捗、施策の方向の検討後、雨水貯留や用水路復活など目的を絞ります。

③雨水の浸透

- 雨水浸透ますの設置促進の方針「保水型下水道の実現」、また現行の助成を拡充し普及をさらに促進します。
- 雨水を一時貯留し、利用しながら徐々に浸透させる方策を検討実施します。高架橋からの雨水の利用・地下浸透を JR 東日本に働きかけるほか、貯留・節水運動、バケツ一杯運動などに取り組みます。

④下水道の合流改善による流量確保と越流抑制

- 未処理放流水の越流の抑制や、分流並みの汚濁負荷量とすることで、河川水質を向上させます。
- 野川に近い合流区域内で部分分流方式が可能な箇所を検討し、雨水を野川に流します。

⑤用水路の復活

- かつての「用水路」の利用可能な一部を復活させ、野川に導水するよう努めます。

テーマ5-2 取り組みの実施状況

①調査による現状把握

■市民と協働のモニタリング事業を開始

地下水保全会議の提言を受け、環境講座での専門家の指導・協力のもと、市民と協働の地下水モニタリングを平成18年10月から市内の井戸の観測を行い19年度では、市内6箇所の井戸の観測を行っています。また、19年6月から市内の優水量の測定を開始しています。

井戸水位データは、第3章取り組みの進捗状況の3-1地下水・湧水に関する現状把握に記載しています。

また、野川の水質調査について、資料に掲載をしています。

■雨量計設置

平成17年度市役所屋上、平成18年度市立緑中学校屋上に雨量計を設置しています。雨量計は、地域に降る雨の量を正確に把握します。

野川に流れこむ越流水の回数の調査等に役立っています。

(井戸データの最後に降雨量グラフを掲載しています。)

■地下水調査の充実

市では、これまで市内9本の井戸で、地下水の調査を毎年行っていました。平成19年度に調査井戸を14箇所にし、また、に調査項目を充実させ、「水温」「電気伝導度」「硝酸性窒素」を新たに加えました。

これらの情報を、水環境の仕組み解明や保全方策の検討に役立てていきます。

②キャンペーンによる啓発、合意形成

■地下水によるまちおこし

中央商店街協同組合では、商店街活性化を目指し、商店街管理の六地蔵境内で深井戸（100m）を掘り、天然水を商品作りに活用しています。この井戸は、平成16年11月に掘削したもので、費用の一部を市と都が補助しました。商店街活性化支援事業（経済課）として毎年行われている「黄金井名物市」の第5回（平成17年10月23日）では、この井戸水のネーミングコンテストが行われ「六地蔵黄金の水」の名称になり、市民に親しまれています。

■水道週間

毎年6月1日から7日を水道週間として、節水のキャンペーンを実施し市民の方に節水の習慣をお願いしています。

浄水所の水道施設の見学も行っています。

また、市民の皆さんに親しまれる水道をめざし、水道事業に理解を深めていただくために、水道なんでも相談会を開催しています。

■野川ルール

野川と楽しくつきあうために野川ルールを作成しています。これは野川流域連絡会・生きもの分科会がみんなの野川がみんなで楽しめる野川であるために、いろいろな問題を考えるヒントとして「野川ルール」を作成しました。

野川ルール

生きものへのエサやりについて 生きものの採集について

ペットの放流について 犬の散歩について

川の草刈について 野川のゴミについて

以上の内容で書き込まれています。

③雨水の浸透

■雨水浸透ます 50,000 個達成

小金井市では、市民のみなさんや下水道指定工事店の協力により雨水浸透ますの設置を進めてきましたが、17年目の平成17年9月に、5万個を達成しました。

平成19年度設置率（設置数 / 浸透ます設置が可能な家屋件数）は50.9%であり、世界に誇れる数値です。

平成19年度現在 54,960 個

第2章 重点的取り組み

■公共施設への雨水貯留施設設置

市の公共施設での雨水貯留施設設置を進めます。(これまでの設置箇所)

平成 16 年度	栗山公園健康運動センター
平成 17 年度	貴井南センター
平成 17 年度	マロンホール
平成 18 年度	市立前原小学校
平成 18 年度	市営競技場施設
平成 18 年度	前原暫定集会施設

■住宅への雨水貯留施設の設置補助事業

平成 18 年度から、一般住居等に「小金井市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱」により雨水を一時貯留する施設の設置を進めます。

年 度	補 助 件 数
平成 18 年度	9 件
平成 19 年度	6 件

テーマ6

ごみを減量する

ごみの減量は深刻な課題です。発生量が多い生ごみやプラスチックについて、市と、お店や農家などの事業者や市民が協力して、減量やリユース・リサイクルを進める仕組みをつくりま

テーマ6-1 環境基本計画で掲げたテーマ

プロジェクトの位置づけ

①レジ袋のかわりにエコシールをもらって、(仮称)市民環境基金を応援しよう

- 買い物をしたときにレジ袋を断ると、店からのレジ袋代と市からの助成金を合計した金額分のエコシールがもらえ、買い物に使ったり「(仮称)市民環境基金」などに寄付したりできる仕組みをつくりま
- 将来的には、レジ袋以外にも、様々な環境保全活動に対象を広げ、仕組みを広げていきます。

②リサイクル推進協力店

- 市と市民、事業者が協力して、容器包装を減らす簡易包装、レジ袋削減の取り組み、無駄な買い物を減らすためのバラ売り、量り売り、容器包装(ペットボトル、トレー、紙パック、缶など)の自主回収などに取り組む「リサイクル推進協力店運動」を展開します。

③生ごみの減量

- 生ごみの肥料化実験(バイオマス利活用フロンティア推進事業)の成果に基づき、市内で排出された食品廃棄物を乾燥・肥料化して、地域の農業で使用し、生産された農産物を食品廃棄物を排出した者に還元する仕組みをつくりま

テーマ6-2 取り組みの実施状況

①レジ袋のかわりにエコシールをもらって、(仮称) 市民環境基金を応援しよう

市では、平成16年度にエコシール事業を計画していましたが、国でも容器包装リサイクル法の見直しの中で、レジ袋の有料化は見送られ削減義務付けられました。そのため、現在は、国の動向を注視しているところです。法律でレジ袋が有料とされ市のエコシール事業対象にならなくなった場合も、別の形で、環境に配慮した行動にメリットが得られる仕組み、多くの市民の努力が大きな環境保全活動の原動力になる仕組みを設けていきたいと考えています。

■ノーレジ袋デー

平成15年度より、毎週土曜日ノーレジ袋デーを実施しています。

②リサイクル推進協力店

平成17年4月からリサイクル推進協力店の認定制度を開始しています。

認定要件の3項目以上に該当している市内の店舗・事業所を認定し、小金井市リサイクル推進協力認定証を交付して、認定証を消費者の見やすい場所に掲示していただくものです。

認定店舗の情報は、市報・ホームページ等で認定店舗をお知らせしていきます。

「リサイクル推進協力店」認定要件

- レジ袋を有料で販売すること、レジ袋の受け取りを辞退した者に対して経済的利益を供与すること等によるレジ袋の削減
- 紙パック、トレイ、ペットボトル、びんまたは缶のうち3品目以上の自主回収
- 簡易包装の推進
- ばら売りおよび量り売りの推進
- 使い捨て容器に入った商品の販売の抑制
- エコマーク付き商品およびリサイクル商品の販売の促進
- その他、ごみの減量およびリサイクルの推進に特に貢献していると市長が認める活動

生ごみの減量

■公共施設における生ごみの肥料化

市立保育園5園、小学校8校、中学校5校で給食の生ごみ(残渣)を、平成18年10月より肥料化しています。

できた肥料は、リサイクル作業場に保管し、市民の方にも毎週金曜日に配布しています。また、市内等の農地で栽培等の実験を行っています。

19年度に肥料として約29トンの肥料が生成されました。

■一般家庭での生ごみ減量・資源化の支援

これまで、一般家庭での生ごみの減量・資源化を進めるために、一般家庭を対象に、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の貸し出しと購入補助を行ってきましたが、さらに取り組みを進めるために、補助金を増額しました。（小金井市生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度、平成19年から補助金額を3万円から5万円に増額購入額の80%の補助）

なお集合住宅への大型の生ごみ減量化処理機器の設置は、平成14年に1件設置、平成18年度は2箇所設置をしています。

■家庭生ごみの農地還元を目指して実験

公共施設のみならず一般家庭から出る生ごみを肥料化して農地に還元していくことを目指し、平成15年度に食品廃棄物肥料化等事業検討委員会を立ち上げて、施肥実験等を行っています。

■夏休み生ごみ堆肥化装置市民投入実験

市では、夏休み中の一定期間小・中学校に設置している生ごみ堆肥化装置で、家庭での生ごみを、投入し堆肥化を行っています。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
投入者実数	254	164	240	182	226
投入総量	1,443	1,037	2,253	1,684	1,599

（単位：人、kg）

※その他（啓発事業等）

■ごみゼロ化推進員の活動

市では、平成18年10月にごみゼロ化推進会議を発足し、さまざまな活動を開始しています。同会議は、市民等が事業所部会、ごみゼロ化啓発部会、まち美化部会に分かれ、それぞれの課題について取り組んでいます。（平成19年10月現在107名の委員）

■市施設ごみ半減運動

市では、市施設において平成15年度から「市施設ごみ半減運動」を実施しています。この運動は、市職員にごみの発生抑制、再使用、再生利用を義務付けることにより、ごみの減量、資源化を図るものです。

市民のみなさんが市施設を利用したときも同様の御協力をお願いしています。